



「給付型緊急子どもサポート～新入学応援キャンペーン～」 受給世帯のアンケート調査結果(速報)

(2016年12月21日現在)

子ども支援の国際 NGO セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、子どもの貧困問題解決への取り組みの一環として、「給付型緊急子どもサポート～新入学応援キャンペーン～」を行い、岩手県山田町、宮城県石巻市に在住し、2016年4月に小・中学校に入学した子どもたち283名(268世帯)に、制服・運動着の購入費用の一部を給付しました。

同時に、東日本大震災で被害を受けた東北沿岸部にて、経済的に困難な状況下にある子どもや子育て世帯の状況、またそのような子どもや保護者が必要とする支援の内容を把握することを目的に、本キャンペーンの受給世帯を対象にアンケート調査を実施しました。

その結果、265人の保護者から回答があり、東日本大震災から5年たってもなお、震災は経済的に困難な状況下にある子どもや子育て世帯に影響を及ぼし、保護者に対する経済的支援や、子どもの育ちや学びを保障する支援が引き続き求められていることが明らかになりました。

日本の子どもの貧困率は16.3%(厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」)であり、6人に1人の子どもが相対的貧困下にあります。本調査結果を通じて、東北沿岸部の経済的に困難な状況下にある子どもや子育て世帯の置かれている現状を理解し、子どもを支える保護者の声に耳を傾けてください。

I. 調査概要

1. 調査の目的

東日本大震災で被害を受けた東北沿岸部にて、経済的に困難な状況下にある子どもや子育て世帯の状況、また子どもや保護者が必要とする支援の内容を把握すること。また、その結果を国や県、市町村と共有し、行政の支援施策の充実につなげるとともに、社会に向けて子どもの貧困対策の充実の必要性を啓発すること。

2. 主な調査内容

主に、世帯の状況、震災前と過去1年間の生活の変化、経済的困窮が及ぼす子どもの生活への影響、経済的に困難な状況下にある子どもや保護者に必要な支援の内容に関する4点

3. 調査の実施状況

・調査地域 : 岩手県山田町、宮城県石巻市

・調査対象 : 新入学応援キャンペーン受給世帯(計268世帯)の保護者

※経済的困窮に関する一定の条件を満たすことを本キャンペーン受給要件とした。

(詳細はP11、「給付型緊急子どもサポート～新入学応援キャンペーン～」概要を参照)

・調査方法 : 受給世帯に対し、アンケートを郵送にて送付し、自記式にて任意回答の上、郵送にて返送。

・回収期間 : 2016年3月28日～2016年11月22日

・有効回答数 : 265件 (回答率99%)

II. 調査結果の概要

1. 調査対象である経済的に困難な状況下の家庭においては、震災の影響により世帯の家計の状況が悪化しており、赤字で借金をしながら、あるいは貯金をとりにくくして生活している家庭が増えていることがわかった。また、震災前と過去1年間を比較したところ、食料、電気、水道、電話、住宅ローンなどにおいて、経済的な理由で購入できなかったり、料金滞納により止められたり、滞納があったと回答した家庭が増えている

ことが確認された。

2. 本キャンペーンの受給世帯はひとり親家庭が多く(72.5%)、その回答からひとり親家庭が経済的に困難であり、深刻な状況に置かれていることが浮き彫りとなった。
3. 就学援助制度は、子どもの貧困対策として重要な施策として位置づけられているが、就学援助制度を「利用している」と回答した保護者 205 人(77.3%)のうち、学校にかかる費用を「あまりまかなえていない」「まったくまかなえていない」と回答している保護者が 65.4%にのぼった。また、16 人の保護者が就学援助制度の利用が必要と考えられるにもかかわらず、「周囲の目が気になって申請しなかった」「就学援助制度を知らなかった」といった理由から、就学援助制度を利用していなかった。
4. 経済的困窮が及ぼす子どもの生活への影響は多岐にわたり、医療へのアクセス、就学や学校外の活動への参加、ひいては進学機会にも負の影響があることが確認された。
5. 保護者は、保護者に対する支援として、経済的支援(子どもの就学にかかる費用の軽減や、住宅費の軽減、また一時的に必要な資金を借りられること)を、子どもに対する支援として、子どもの学習や居場所、多様な活動への参加の機会を保障する支援を必要としていることが明らかになった。

Ⅲ. 調査の項目別の結果

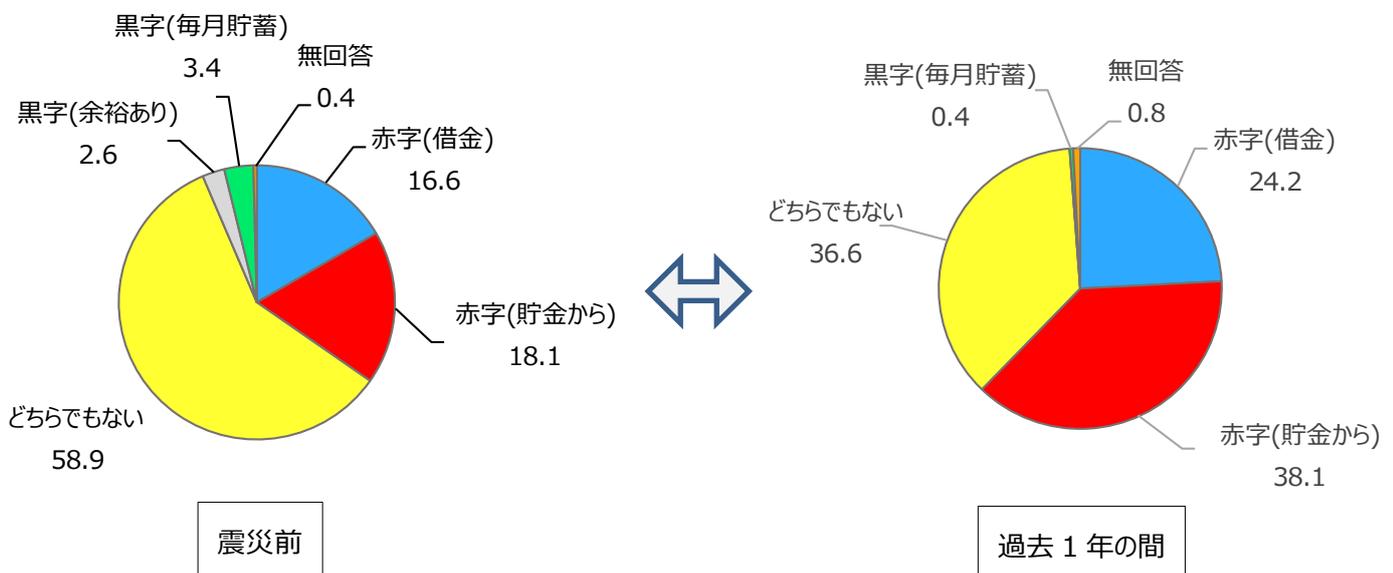
1. 家計への震災の負の影響

調査対象の経済的に困難な状況下の家庭においては、東日本大震災から 5 年経過してもなお、震災の負の影響が続いているということがうかがえる。

回答者に震災前と過去 1 年間の家計の状況をきいたところ、「赤字で借金をして生活」「赤字で、貯金をとりくずしている」と回答した世帯は、震災前は 92 世帯(34.7%)であったが、過去 1 年の間では 165 世帯(62.3%)と、大幅に増加している。

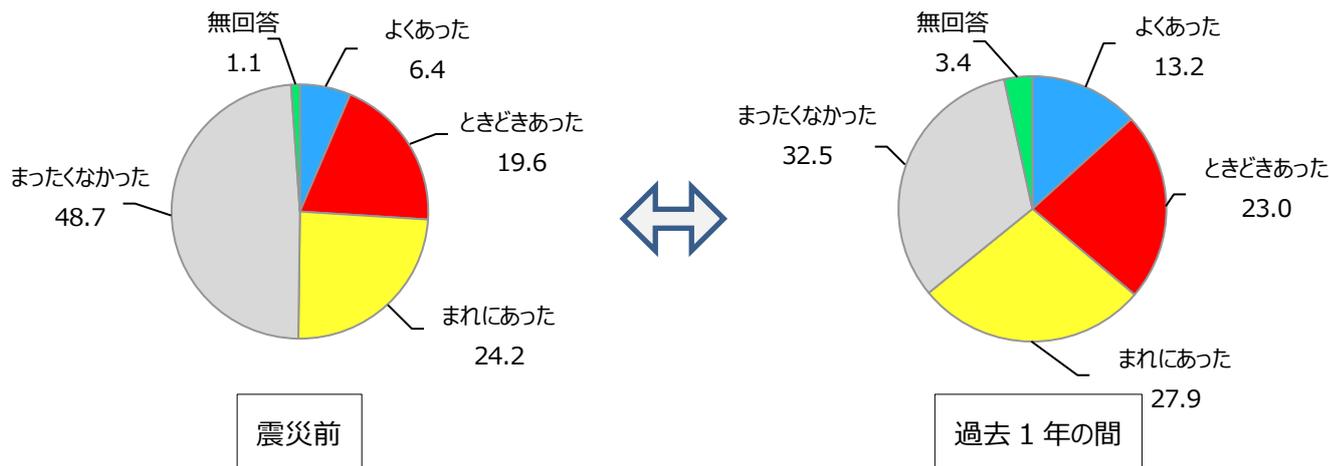
保護者からも、「自然災害ではありますが、震災前と現在の経済状況があまりにも違いすぎて戸惑っています。行政の支援の仕方でも不平等に感じる事が多く、私達の世帯は援助を受けることができず、震災前は考えられなかった借金で生活をしています。」「震災後は自分の住む家もなくなり、仕事も順調にならず、その中で経済的に困窮することがある。」「震災の影響でこれからの仕事はどうなるか不安です。」といった声が上がっている。

あなたの世帯の家計の状況は、震災前と過去 1 年の間においてどのような状況ですか。



また、震災前と過去 1 年の間において、食料、電気、ガス、水道、電話、家賃、住宅ローンに関し、経済的な理由で購入できなかったり、料金滞納により止められたり、滞納があったかを尋ねたところ、ガスと家賃以外の 5 つの項目で、「あった」という回答が、震災前よりも過去 1 年の間のほうが増えている。特に、食料に関して、アンケートに回答した 265 人のうち、「よくあった」「ときどきあった」を選択した回答は、震災前は 69 人(26%)であったが、過去 1 年の間では 96 人(36.2%)と増加している。

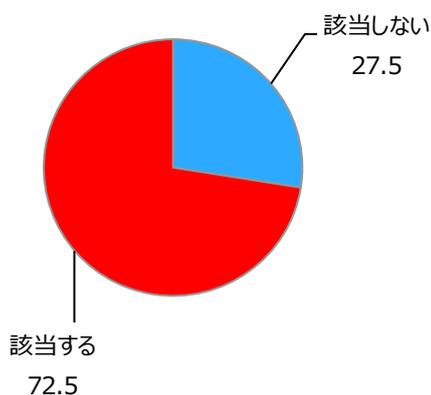
あなたの世帯では、震災前と過去 1 年の間において、経済的な理由で家族が必要とする食料(嗜好品は含みません)が買えないことがありましたか。



2. ひとり親家庭の経済的困窮

アンケートに回答した 265 人のうち、192 人(72.5%)の保護者がひとり親家庭であると回答した。そのうち 169 人(88%)の保護者が、主にひとり親家庭に対する公的扶助である児童扶養手当を受給しているが、23 人(12%)の保護者は、子どもの祖父母との同居等により受給していなかった。

あなたの世帯は「ひとり親家庭」に該当しますか。



ふたり親と比較して、ひとり親家庭のほうが全般的により困窮している状況が以下の項目から推測できる。

- ▶ 過去 1 年間で病院を受診しなかったことが「ある」と回答した保護者は、ふたり親家庭に限ると 17 人(23.3%)だが、ひとり親家庭では 55 人(28.6%)だった。ひとり親家庭が受診しなかった理由として最も多かったのは「連れて行く時間がなかった」だった。

- 経済的な理由により、子どもに進学を諦めさせたり、中退させたことが「ある」「可能性がある」と回答した保護者は、ふたり親家庭では 35 人(47.9%)であったのに対し、ひとり親家庭では 115 人(59.9%)だった。

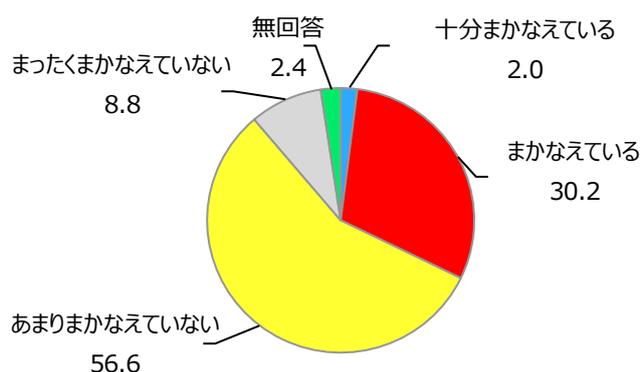
ひとり親家庭の保護者からは、「月々の収入でギリギリで生活しています。臨時の出費がある時などは親から借り、児童扶養手当などまとまったお金が入った時に返しています。」「母子家庭への援助をもっと増やして欲しいと思います。私は昼も夜も働いているのですがギリギリの生活です。子どもとの時間をもっと増やしたいと思っているのですが、なかなか難しいのが現状です。」「ひとり親家庭ですが、両親と同居のため児童扶養手当が該当せず、私1人の給与で未成年 2 人を養っております。(中略)子どもたちが一言も不満を言わないことは、親として心苦しいです。」「お金が必要で、頑張れば働けば働くほど税金等で持って行かれ、生活に必要なお金を得るためには、家族と過ごす時間がなくなる。」「パートで低収入。子どもが病気になると仕事を休まないといけません。」「ひとりで親だからといって我慢させるのは子どもに対して大変申し訳なく思っている。離婚後、養育費ももらえていない。」「母子家庭なので、自分が体調不良の場合が不安。」「全体的に不安だらけです。育児のこと、教育のこと、経済的なこと(中略)。将来を思うととても不安です。しかし、2 人の笑顔をまもるために、とにかく頑張るしかありません。」「といった声があがった。

3. 就学援助制度の利用状況

アンケートに回答した 265 人のうち、205 人(77.3%)の保護者が、小中学校の子どもがいる経済的に困難な状況下の家庭に対し市町村が学用品費や学校給食費などを援助する就学援助制度を「利用している」と回答したが、57人(21.5%)の保護者は「利用していない」「わからない」と回答した。

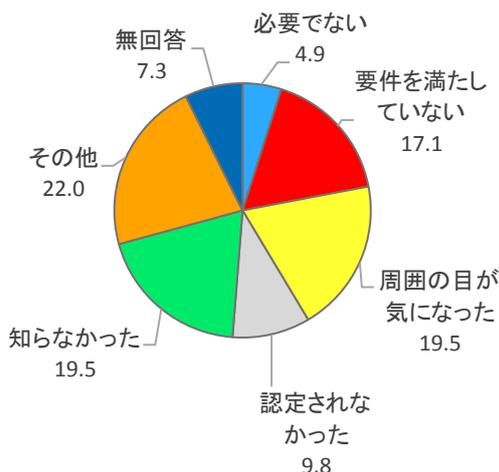
「利用している」と回答した 205 人の保護者のうち、134 人(65.4%)が就学援助制度により学校にかかる経費を「あまりまかなえていない」「まったくまかなえていない」と回答。保護者からは、「就学援助制度を受けているが、先に支払わないともらえないので、食費等を削ってでも支払っています。後で戻ってくるお金だとはいえ、やっとの思いで支払っている状況です。」「義務教育なのに何でこんなにお金がかかるんだろう…。」「子どもの成長と共にかかる費用も増えるということを周りから聞いてはいましたが、今回の長男の入学を機に大きく実感しています。」「といった声があがった。

就学援助制度を利用している方は、学校にかかる経費をまかなえていますか。



さらに、「利用していない」と回答した 41 人の保護者のうち、16 人(39%)が就学援助制度の利用が必要と考えられるにもかかわらず、「周囲の目が気になって申請しなかった」「就学援助制度を知らなかった」といった理由を選択した。また、「その他」を選択した回答にも、「申請要件を満たしているか分からなかった。」、「小学校入学の時から知っていたが、生活保護世帯だけかと思い、申請しなかった。」といった声があがった。さらに、「児童扶養手当をもらっているのと、少しでも仕事をしているため。」、「震災後 1 年間は、被災就学援助制度を利用していましたが、もっと大変な人がいる、やりくりすれば何とかかなと思って、申請しませんでした。」と、利用できる公的扶助があるにもかかわらず、なんとか自助努力しようと奮闘している保護者の様子も浮かび上がった。

就学援助制度を利用していない方は、その理由を教えてください。



4. 経済的困窮による子どもの成長に必要な多様な機会の損失

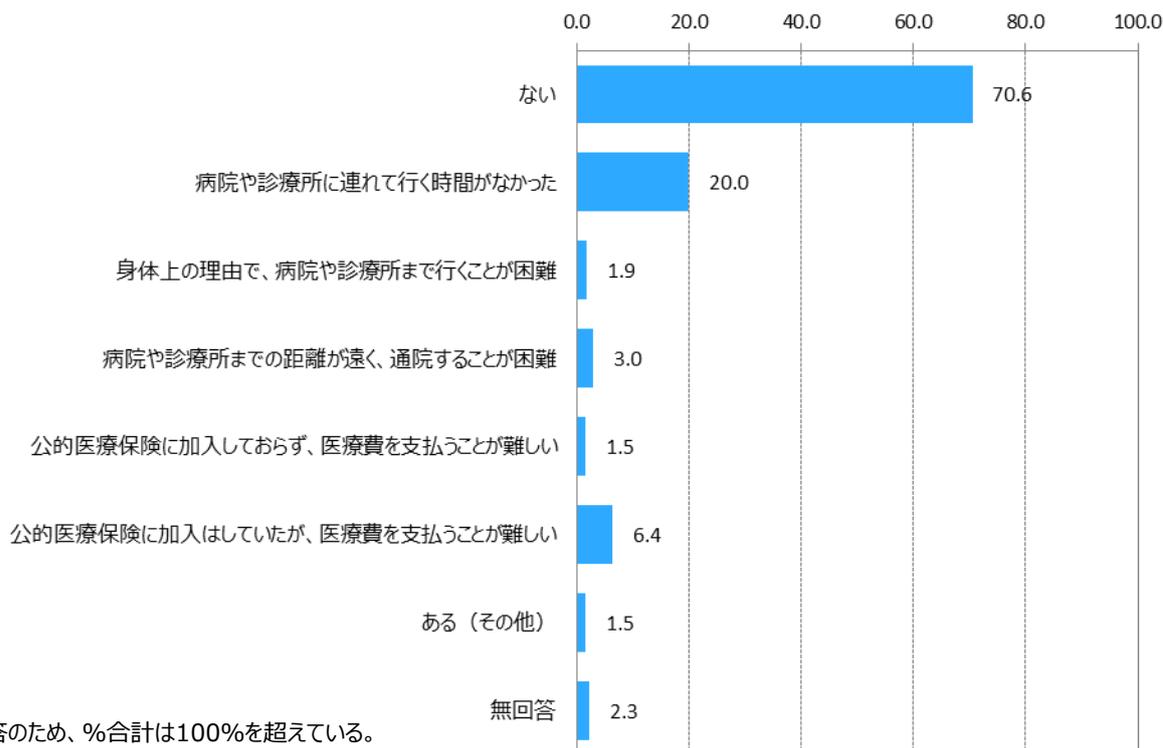
家庭の経済的困窮が子どもの生活へ及ぼす影響は多岐にわたり、子どもの成長に必要な不可欠な医療へのアクセス、就学や学校外の活動への参加、ひいては進学機会にも負の影響があることが確認された。

①医療へのアクセス

子どもの生活において、医療へのアクセスは子どもの生命にかかわることであるが、「過去 1 年の間に、病院や診療所を受診したほうが良いと思ったのに、実際には受診しなかった」と、72 人(27.1%)が回答した。特にその理由として、「病院や診療所に連れて行く時間がなかったため」を選択した回答が 53 人(20%)で突出していたが、これは本調査の回答者の約 7 割がひとり親であることと関連があるといえるだろう。

保護者からは、「窓口負担を支払えない不安があり、受診しなかった。」「近くに小児科専門の病院がなく、片道 40 分かけて通院しているので、ガソリン代等お金の負担が大きい。」「小学 6 年生までは医療費助成があったが、今後は…。」「生活保護を受けながら仕事をしていますが、交通が不便なため勤務先までの車の使用は認めて頂いて助かっていますが、それ以外の使用は認められてないので、急な病院等へはバスなので時間がかかり行きません。」といった声があがった。

あなたの世帯では、過去 1 年の間に、子どもについて病気や怪我の治療のために病院や診療所を受診したほうがよいと思ったのに、実際には受診しなかったことがありますか。



※複数回答のため、%合計は100%を超えている。

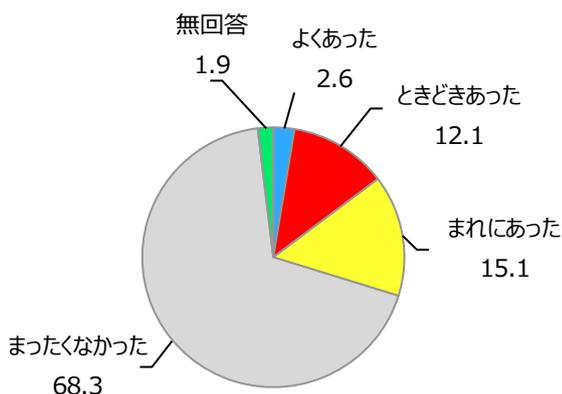
②就学に必要な経費

「過去 1 年の間に、経済的な理由により、文具や教材の購入費、給食費、遠足や修学旅行の参加費、部活動への参加費・交通費、通学に伴う交通費という就学に必要な経費が支払えないことがあったか」を尋ねたところ、すべての項目について「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」との回答があった。特に、文具や教材の購入費に関しては 79 人(29.8%)、給食費に関しては 62 人(23.4%)と、支払えなかった保護者の割合が高い。

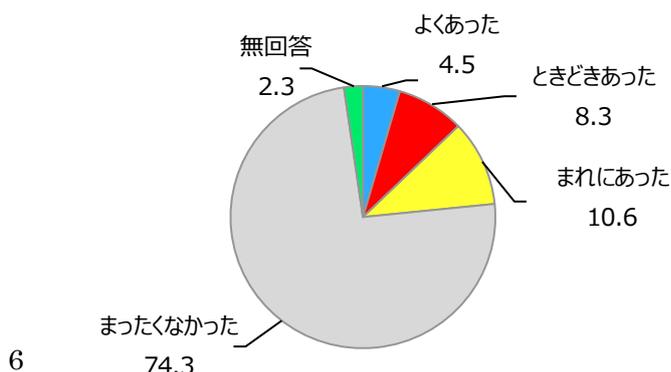
保護者からは、「中学校入学にあたり、副教材、部活必需品などの出費がすべて現金での支払いだったので、購入時期を少し待ってもらいました。」「中学校入学で、スポーツをする運動部に入部したかったみたいですが、用具を揃えたりするのにお金もかかり、1人親で働いているため、土日の試合の送迎も難しいので、私に気がつかない運動部は諦めたようです。この時点で諦めさせてしまっている事に心を痛めています。」「部活動の送迎は全て親の責任となっているため、県内各地で行われる大会先へ送迎しなければいけません。試合が多く入っている月は、仕事先に何度も休日を申請しなければならず、結構な負担です。」「学校に通学する手段が自家用車でガソリン代がとともかかる。」といった声があがった。

あなたの世帯では、過去 1 年の間に、経済的な理由により、子どもに関わる下記の経費が支払えないことがありましたか。

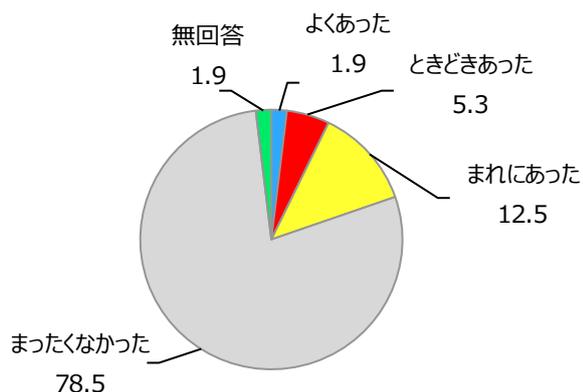
文具や教材の購入費



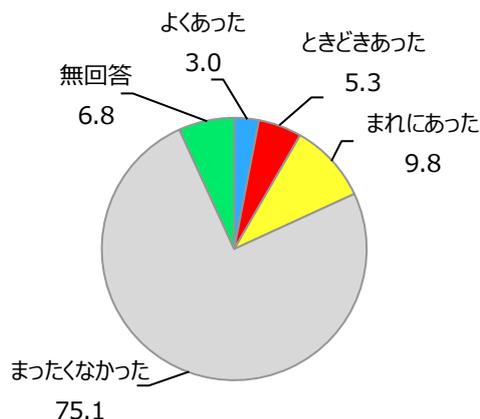
給食費



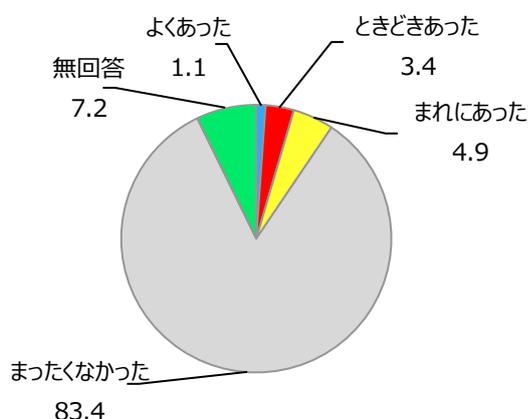
遠足や修学旅行への参加費



部活動への参加費・交通費



通学に伴う交通費



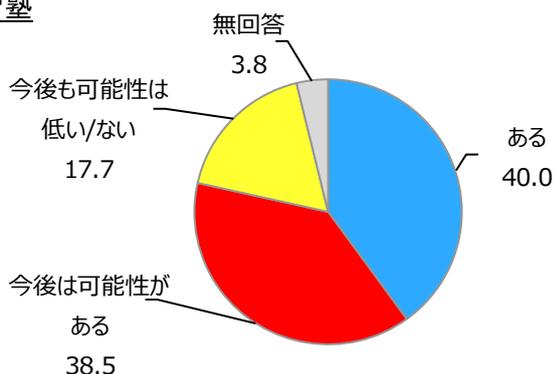
③学校外活動費

「経済的な理由により、学習塾の経費や習い事(スポーツ・音楽・習字など)を子どもに諦めさせたり、やめさせたりしたことはあるか」を尋ねたところ、学習塾の経費に関しては、106人(40%)が「ある」、102人(38.5%)が「これまではないが、今後その可能性がある」と回答。習い事の経費に関しては、112人(42.3%)が「ある」、92人(34.7%)が「これまではないが、今後その可能性がある」と、回答した。

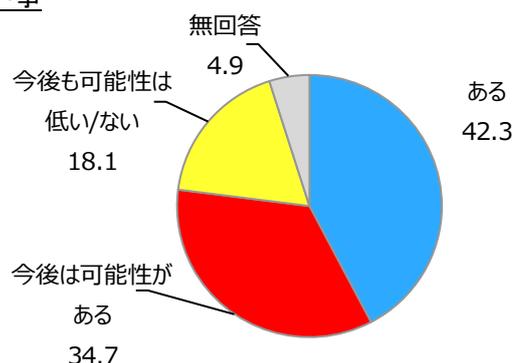
保護者からは、「中学生になり、進学のために塾通いが『当たり前』の環境となり、娘が希望する進学先に入学できるように応援していきたいが、塾の費用が高額で、親として応援し続けることができるか不安である。」「勉強をさせないと将来子どもが困る。そのためには塾など、それなりにやらせないといけなけれど、お金がかかる。やらせたくても無理がある。子どもに算数を習いたいと言われているが諦めさせている。」「興味を持っている習い事にどんどんチャレンジさせたいが、習い事にかかる費用、必要な用具の準備が経済的に厳しくてさせてあげられない。」といった声があがった。

あなたの世帯では、経済的な理由により、子どもに下記の内容を諦めさせたり、やめさせたりしたことはありますか。

学習塾



習い事



④進学

「経済的な理由により、子どもに進学を諦めさせたり、学校を中退させたりしたことはあるか」を尋ねたところ、12人(4.5%)が「ある」と回答し、半数以上の138人(52.1%)が「これまでにはないが、今後その可能性がある」と回答した。

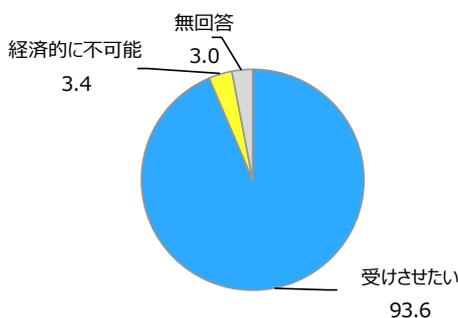
また、「子どもにどの段階までの教育を受けさせたいか」を尋ねたところ、高校までの教育では、248人(93.6%)が「受けさせたい」と回答したが、「経済的に受けさせられない」との回答を9人(3.4%)が選択し、高校の時点で経済的な制約により高校に進学することができない子どもがわずかながらもいることがうかがえる。さらに、教育段階が上がるごとに「経済的に受けさせられない」を選択した回答は増え、短大・高専・専門学校までの教育では134人(50.6%)と半数を越し、大学およびそれ以上の教育となると172人(64.9%)となった。

保護者からは、「教育に関わる資金が小学生に比べてどんどん高額になってきているため、今後経済的に支払えるか心配です。大学への進学も考えており、経済的な理由で子どもの将来を失いたくないが、貯蓄する余裕もなく、毎日の生活を送るだけでいっぱいです。」「田舎から、都会の大学に進学するには学費以外にも経費がかかりすぎるため、医学の道を志して頑張っているが諦めるしか…諦めたくない。」「十分な教育(学習塾や大学への進学)を受けさせたいと思っても、現実的には無理であること。それを子どもに分かってもらうのに大変苦労しております。」といった声があがった。

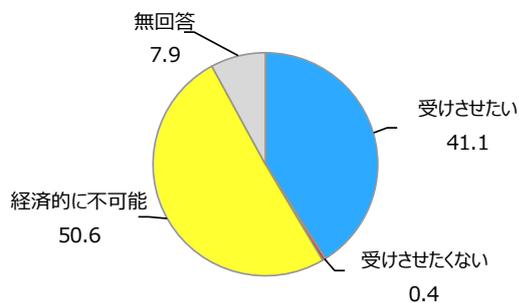
高校だけでなく、短大・高専・専門学校、大学およびそれ以上の教育を望まない家庭はほとんどないが、実際には家庭の経済状況によって、進学に関する子どもの選択肢が制約されている状況が改めて浮き彫りになった。

あなたの世帯では、子どもにどの段階までの教育を受けさせたいですか。

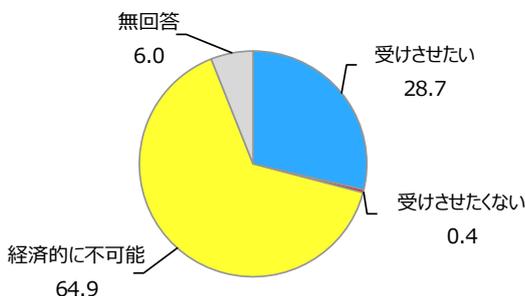
高校までの教育



短大・高専・専門学校までの教育



大学およびそれ以上の教育



5. 経済的に困難な状況下にある子どもや保護者が必要な支援

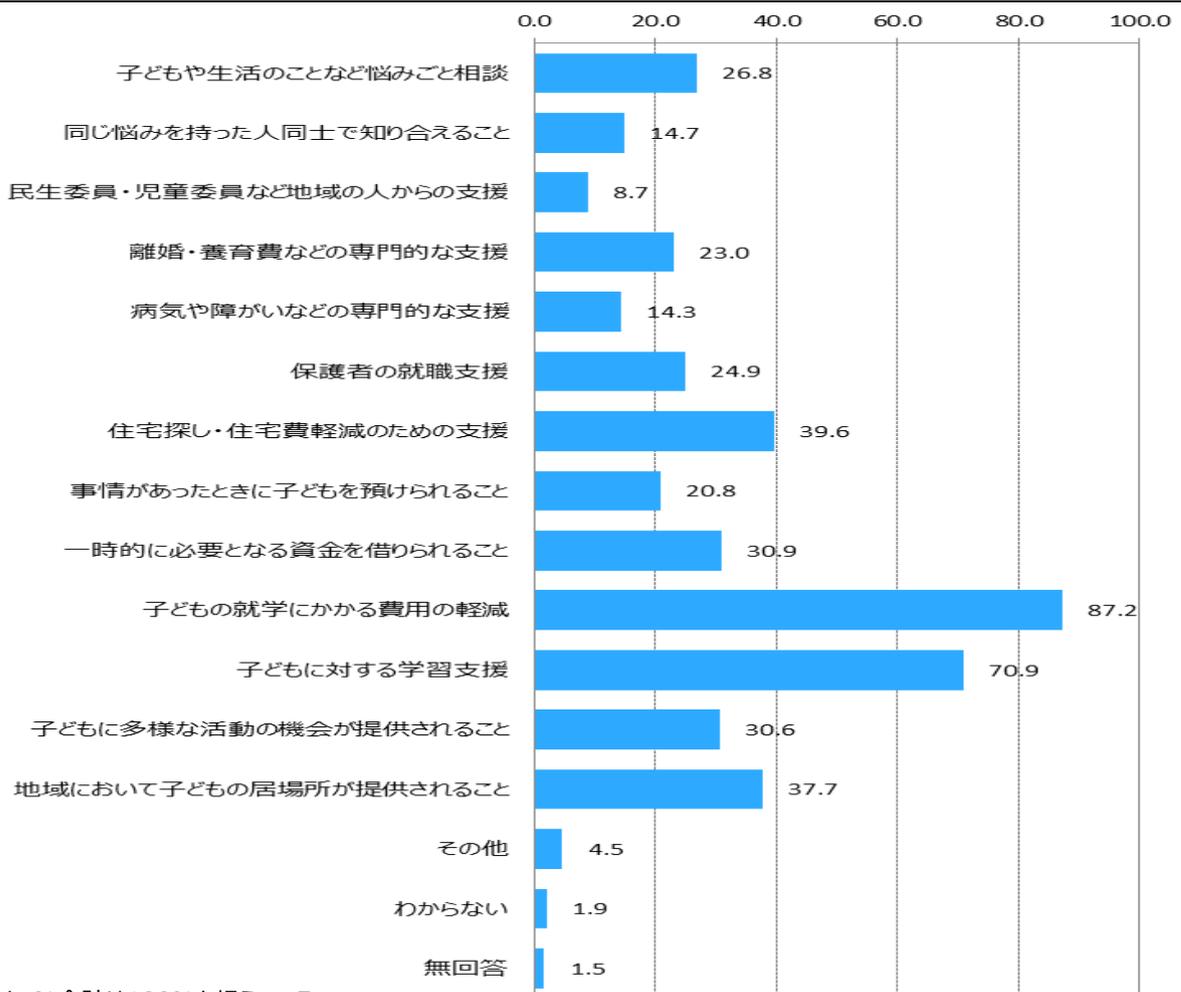
「子どもや子育てに対して、現在必要としていること、重要だと思う支援等(複数回答可)」を尋ねたところ、保護者に対する支援では、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」を231人(87.2%)が選択し、最も多く、次いで「住宅を探したり住宅費を軽減したりするための支援が受けられること」を105人(39.6%)、「一時的に必要なとなる資金を借りられること」を82人(30.9%)が選択した。このことから、多くの保護者が家計への不安を軽減させ

る経済的な支援を必要としていることがうかがえる。

また、子どもに対する支援では、「子どもに対する学習支援が受けられること」を 188 人(70.9%)が選択し、最も多く、次いで「地域において子どもが仲間と出会い、安心して過ごせる子どもの居場所が提供されること」を 100 人(37.7%)、「子どもに対する自然体験や集団遊びなど、多様な活動の機会が提供されること」を 81 人(30.6%)が選択した。家庭の経済的状況に左右されずに、子どもの学習や居場所、多様な活動への参加の機会を保障する支援が不可欠であることが明らかになった。

さらに、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」も 71 人(26.8%)が選択し、保護者からも「相談をどこにしたら良いのか分からない。」「相談できる相手がなかなかいなくて(会う時間がなくて)、先を考えると不安で苦しくなります。」との声があがった。

あなたが、子どもや子育てに対して、現在必要としていること、重要だと思う支援等はどのようなものですか。



※複数回答のため、%合計は100%を超えている。

IV. 調査結果をうけて

本調査は、東日本大震災から5年たってもなお、子育て世帯への震災の負の影響が大きいことを認識する結果となった。同時に、経済的困窮が子どもの成長に関わる様々な機会を奪っていることが、改めて認識させられた。

経済協力開発機構によれば、2012年の加盟各国の国内総生産(GDP)に占める教育費の公的支出の割合は、加盟諸国平均が4.7%の中、日本は3.5%で、最下位である。また、文部科学省によれば、義務教育である小中学校でかかる費用も、公立小学校の場合は年間約10.2万円、公立中学校の場合は年間約16.7万円を、実際には家庭が負担せざるをえない。学校外活動費となると、公立小学校の場合は年間約29.1万円、公立中学校の場合は年間約31.4万円も必要となっている。

子どもの成長に必要な費用の多くが保護者の負担となっている制度の中、その費用の工面に頭を抱える保護者の姿がある。しかしながら、経済的に厳しい中でも、保護者は「子どもの行事やサッカーの応援を休むのは嫌で、お給料と休みを天秤にかけている」「金銭的な理由で子どもの進路、やる気をせばめたくない」「塾に通わせる余裕はないので、ドリルを買って一緒に勉強する」などと語り、我が子を思い、必死に前を向こうとしている。そして、その保護者の傍らには、今を生きる子どもがいる。

「子供の貧困対策に対する大綱」が策定されてから早2年。本調査で保護者が最も必要であると望んだ、子どもの就学に関わる費用の軽減をどのように実現することができるのか。その一つは、既存の公的扶助である就学援助制度がカギを握っていると考えられる。支援が必要な子どもや保護者が就学援助制度をもれなく利用できるように、入学説明会、保護者会、さらには子ども関連部局の窓口等でその周知の徹底をはかる。受給希望の有無にかかわらず、全児童生徒が書類を提出することで、周囲の目を気にせず申請できるようにすると同時に、申請漏れを防ぐ。就学援助制度でカバーされる就学に伴う費用の内容や金額が拡充されることが望ましいが、大きな予算編成を伴わなくてもできることはあるはずだ。

すべての子どもが、家庭の経済的状況にかかわらず、安心して生活し、適切に医療へアクセスし、学習、文化・スポーツ活動など多様な機会への参加が保障されること。生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現され、すべての子どもが夢や希望をもち、成長できること。そのために、私たちおとなは、社会は何ができるのか。本調査を通じて明らかになった声なき声にしっかり耳を傾け、それらの声を社会に届けながら、子どもや保護者とともに歩んでいきたい。

※「給付型緊急子どもサポート～新入学応援キャンペーン～」概要

【対象者】

岩手県山田町および宮城県石巻市に在住し、公立小・中学校に入学する子どものいる保護者で、次のいずれかにあてはまる世帯

- ①生活保護を受けている世帯
- ②生活保護が過去1年以内に停止または廃止された世帯
- ③世帯員全員の市町民税が非課税の世帯
- ④個人の事業税・固定資産税を減免されている世帯
- ⑤国民年金保険料が減免されている世帯
- ⑥国民健康保険税が減免されている世帯
- ⑦児童扶養手当の支給を受けている世帯
- ⑧生活福祉資金の貸付を受けている世帯

※①～⑧に該当せず、経済的に困難な状況下にある世帯については相談があれば個別対応

【給付内容】

以下の購入にかかった費用を現金にて給付。

新小学1年生:学校指定の運動着の購入に関わる費用 上限1万円(1万円以下の場合は実費)

新中学1年生:学校指定の制服・運動着の購入に関わる費用 上限4万円(4万円以下の場合は実費)

【実施方法】

岩手県山田町、宮城県石巻市の公立小学校・中学校を通じて、対象となる学年全員に申請書を配布。2016年2月～7月に申請された書類について、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン内で審査を行った上、給付金を支給。

【実施結果】

283人(268世帯) ※新小学1年生 81人、新中学1年生 202人

調査者:公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

【お問い合わせ先】

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 東京事務所

担当:津田/国内事業部副部長(プログラム)

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4F

TEL:03-6859-6869 FAX:03-6859-0069、E-mail: soap@savechildren.or.jp